

合葬式墓地の管理運営業務について

名古屋市では、近年の少子高齢化や核家族化など社会情勢の変化によりお墓のあり方に対する人々の意識や価値観が変化し、先祖代々承継の必要な従来型の墓地の貸付数は減少傾向にあることを踏まえ、令和5年度の供用開始を目標に、令和4年度に承継の必要がない合葬式墓地の整備工事を行います。

1. 整備概要（予定）

令和4年度整備面積約 74,000 m²。遺骨を収容する施設及び駐車場等付帯施設を整備する。

10年間分の需要予測約 12,000 体分の遺骨を収容するため、個別カロート及び共同カロートを3区画に分けて整備する。各区画は 45cm 程度マウントアップした管理者以外立ち入り禁止区域とする。カロート部以外は芝生とし、シンボルツリーを各区画3本植樹する。

項 目	数 量	備 考
個別カロート (個別埋蔵墓)	2,000 基	1 体～2 体の遺骨を収容することができる
共同カロート (共同埋蔵墓)	21 基	約 400 体の遺骨を収容することができる
献花台	3 か所	
駐車場	一般用 25 台 車いす用 2 台	
便所	1 棟 男性用 (小便器 3 基・洋式便器 2 基) 女性用 (洋式便器 4 基) 多機能用 (1 基)	令和 5 年度工事予定
シェルター (あずまや)	2 棟	令和 5 年度工事予定

2. 運営体制について

合葬式墓地では、納骨に係る業務（骨壺から遺骨を取り出し、納骨袋に入れ替え、個別埋蔵墓あるいは共同埋蔵墓に埋蔵する業務）を指定管理者が行うことになるため、利用者の気持ちに寄り添った対応が必要になる。

合葬式墓地では毎年 1,200 体の募集を予定しており、運営開始後は業務が大幅に

増えることが予想されるため、合葬式墓地導入に伴う運営体制を含めて提案すること。

3. 墓地の使用者募集等について

墓地の使用者の募集にあたっては、募集期間、募集方法等詳細を名古屋市と協議・調整して行うこと。

ア 合葬式墓地を広く周知するため、施設のパンフレット等を作成するなど積極的に広報・PRを行うこと。

イ 募集を行う場合は、申込みのご案内を作成し、市が指定する施設に配布し、周知するほか、ホームページなどで広く募集すること。

ウ 使用手続き（使用許可の申請）をすることができる者の決定にあたっては、公開抽選など適正な方法で行うこと。

4. 申請受付業務について

公開抽選等の結果、当選者（使用許可の申請をすることができる者）に、申請手続きのご案内、申請書類の受付・内容確認、使用料の納入通知書の発行等申請受付業務を行う。なお、許可の決定は市が行うが、墓地管理システムによる許可証の出力・墓地使用者への許可証の送付は指定管理者が行う。

5. 納骨に関する業務について

墓地使用者から遺骨の受け取り、遺骨の一時保管、納骨に係る業務（骨壺からの遺骨取り出し及び埋蔵）を行うこと。個別埋蔵は、許可時に指定した位置のカロートに埋蔵すること。なお、個別埋蔵墓に埋蔵した遺骨を、許可日より20年経過後共同埋蔵墓に移す業務は、今期指定管理期間においては発生しない。

ア 受付時、遺骨を骨壺に入れた状態で預かり、一時保管庫で保管すること。一時保管庫については、名古屋市と協議のうえ指定管理料で購入すること。

イ 1月に1回以上、保管した遺骨を骨壺から取り出し、専用の納骨袋に移し替えたのち、カロートへの埋蔵を行うこと。なお、納骨袋は指定管理者で準備すること。

6. 施設の維持管理について

施設の維持管理にあたっては、常に良好な状態を保つように努めるとともに墓地使用者及び来園者が快適に過ごせるように、常に清潔な状態を保つことこと。

ア 園路・駐車場・広場等の除草・清掃を行い、常に清潔な状態を保つこと。

イ 献花台の花ガラ撤去等清掃を行うこと（繁忙期は重点的に行うこと）。

ウ 納骨後、不用となった骨壺は、適正に廃棄すること。

エ 墓域内の芝生及び樹木等について、芝刈り・かん水・剪定等適切に管理すること。

オ 来園者の安全・快適な環境づくりのため、日常及び定期的な点検を実施するとともに、補修を要するようであれば、速やかに処置を行うこと。

カ その他、別添「維持管理水準表」及び「年間維持管理計画表」の水準を基本とすること。

【合葬式墓地整備イメージ】

